米国における会社支払不能時の 債権者の地位

前 鳴 京 子

- T はじめに
- Ⅱ 株主に対する地位
- Ⅲ 取締役に対する地位
- IV 債権者間における地位 および会社財産を取得した者に対する地位
- V 結語

T はじめに

株式会社の債権者がその権利を主張しうるのは当該株式会社に対してのみであり、株主や取締役などに対しては何らの請求権をも有しない。これは通常極めて当然のことと考えられている。株式会社とその構成員たる株主との法人格は別個のものであって、株主は会社に対する出資を限度とする間接有限責任を負うのみであるからであり、また取締役等も、たとえ会社業務の遂行上会社とその債権者との契約に関与する等といったことがあっても、これはあくまでも会社と債権者との関係であり、取締役と当該会社債権者との間には何らの直接的関係も存することにはならないからである。実際上、会社が健全に経営を継続しているときには、会社債権者は会社に対する関係において債権の満足を得、当該債権関係の消滅するのが常であり、会社債権者に株主若しくは取締役等に何らかの請求権を認めるべき必要性も存しない。しかしながら、会社が支払不能に陥いり債権者が充分な満足を得られなくなった場合等においては、株主や取締役等に対する請求権をどのような状況下においても一切認め

ないとすることは、必ずしも妥当であるとはいえない。我国においても, 商法上取締役の第三者に対する責任についての規定が設けられており (商注266条の3) 一定の要件の下に会社債権者の取締役に対する直接 的な請求権が認められている。しかし、株主又は会社財産を取得した者 に対する関係においては、会社法上明確に意識されているとは必ずしもいえ ない。これに対して米国では、会社債権者は株主又は取締役(我国でいう取 締役に該当すると考えられる業務執行役員 executive officers もこれに 含める) 等に対しては何らの関係も有しないとの原則を貫き诵す判例も 存する反面、会社が支払不能に陥り、または清算段階に至った場合にお いて、特に信託基金理論 (the Trust Fund Doctrine)により会社債権 者のために株主または取締役に対する請求権が認められる旨を判示する 判例も多く存する。また、この信託基金理論に基づき、一部の債権者の みを不当に優遇することが禁じられ、あるいは会社債権者に不利益とな るような処分がなされたときにも、当該処分を取消し、処分の相手方の 手中にある会社財産を追及することが認められている。このように米国 では判例法上会社債権者のために株主若しくは取締役に対して、あるい は不当に優遇された会社債権者または会社財産を取得した者に対して一定 の請求権が認められている。そこで本稿では、米国における会社債権者の 地位を、株主に対する関係、取締役に対する関係、債権者間における関 係および会社財産を取得した者に対する関係について各々考察する。

Ⅱ 株主に対する地位

米国においても株主の人格と会社の人格とは区別され、株主は会社に対する有限責任を負うのみであるから、会社債権者は、通常、株主に対して何らの請求権も有しない。しかしながら、会社が一定の状況下にあるときには株主が会社債権者に対し一定限度の責任を負うものとする判例理論が存在している。信託基金理論とよばれるのがこれであり、当該理論は時として広く会社の状況如何を問わず論ぜられることがあるも。(1)

本来は、会社が支払不能となっている場合において会社財産は会社債権者のための信託基金を構成するとの理論である。⁽²⁾従って、会社の財産を手中に有する株主は債権者のための信託基金を有する者としての責任を負うとされる。

信託基金理論は米国独自の判例理論であり、1824年にStory裁判官によって判決されたWood v. Dummer事件 (3)にその起源を有する。このWood事件は、漸次営業を縮小停止し、清算することのみを目的として存在する銀行(the Hallowell and Augusta Bank)の債権者が株主に対して訴を提起したものである。同銀行の株主は2回にわたり総計資本の75%に達する配当を決議しており、銀行に対する債権がいまだ90000ドル以上存することを知りまたは知り得べきときに当該配当がなされ、その結果同銀行は完全に支払不能となっていた。本件では債権者の救済が問題とされるにつき中心的な課題は、「株主の手中にある資本は銀行債務支払につき責任ありや否や」(4)ということであった。Story裁判官は、会社の資本は会社債務支払のための基金であるとの理論構成により債権者を救済した。爾後、衡平法上の独自の創造物としてこの理論は多くの裁判所により修正を加えられながらも承継され、今日でも当該理論に基づき判決が下されている。(5)

しかしながら,他面では当該信託基金理論に対する批判も主張されてきている。Hunt は,自然人が債務者なるときと会社が債務者なるときを区別すべき理由はないとして信託基金理論を批判しており,株主の責任についてその者が諾した以上の責任は制定法規制の問題であるとしている。。また19世紀末には,「その理論が何たるかはこれを主張する者だに確知し得ざるものの如く思われる。これは融通無碍の法の狐火にして,裁判所の意のままにあるいは現われあるいは消える。裁判所はこれを正確に描くこと能わず,限界を画するも得ない。言葉の正確な意味におけるいかなる信託にもあらざることは認識せられている。然れども,これらの是認がさらなる混乱へと傾斜している。。と評されてもいた。さらに信託基金理論が適用された初期の事例において必ずしも当該理論は必須

不可欠なものでなく。 一般原則の適用によって充分に問題は解決できた とも考えられている(8)

前述の批判において述べられていたように信託基金理論にいう「信託」 は言葉の正確な意味からすれば本来のものとは異なっている。それ故. 当該理論により会社財産につき認められている「信託」とはいかなるも のであるのかが問題であり、これに関して二通りの解釈が存しうるとさ れる。その一方は解釈による信託 (constructive trust) とするもので あり、他方はこれを衡平法上の先取特権(equitable liens)とするもので ある。しかし、解釈による信託及び衡平法上の先取特権のいずれもが不 当利得 (unjust enrichment) を理論的根拠とする衡平法上の救済であ る点で軌を一にしており.[™]また、いずれの解釈によっても会社債権者は 会社財産を追及できることとなり[□]大差はないといえよう。すなわち. 信託基金理論を解釈による信託または衡平法上の先取特権のいずれの文 **言で解するにせよ、会社債権者は会社財産が株主に分配され、善意の取** 得者とはいえない債権者や譲受人の手に渡った場合にも、かかる会社財 産の保有者を債権者のための負扣が課せられた財産を有するものとして. この者の手中にある会社財産を追及することができる。なお、このよう に会社財産に対する追及力を与えられている会社債権者と株主との関係 について、「信託」なる文言を使用してはいても、株主は会社財産の譲受 人の地位にあるというべく、会社債権者に対する受託者(trusteesまた は fiduciaries)としての地位にあり受託者としての義務を負うとは考え 難いとされ、たとえ両者が信認関係にあると解するとしても、これは不 当利得の事実から生ずる極めてゆるやかなものであるとされる。[©]

米国では今日でも会社債権者と清算中の会社の財産の分配をうけた株 主との関係を信託基金理論に基づき考察している。しかし、その内容を みるに両者の関係は本来の「信託」ではなく、会社財産に対する先取特 権あるいは解釈による信託として考察されるべきものであると考えられ ており、株主の地位は会社財産の譲受人の地位と大差なく、欺瞞的な行 為や会社財産への追及を不可能とするような方法で当該財産を処分した り、または、当該財産の価値を減少せしめたりすることがない限り、株主が人的責任を負担することはないと考えられている。⁽³⁾従って、会社債権者は善意の第三者の手に会社財産が移転されてしまった場合を除き、会社財産に対する追及力を有しているが、株主に対しては、通常、信託基金理論に基づき受託者としての人的責任を追及することはできないといえる。

我国において米国で信託基金理論が議論されると同様の状況を考察す るに、会社が支払不能に陥いり会社財産が処分される場合においては、 会社債務の弁済が株主への分配に優先するのが会社財産の清算における 原則である。争いのある債務につきその弁済に必要と認められる財産を 留保して残余財産が分配される場合を除き、この原則に反して会社債務 の弁済前に会社財産が株主に分配されたときには、会社が返還請求権を 有することとなる。この点米国では会社債権者が請求権を有するのとは 若干異なっているといえる。もっとも、会社が当該請求権を現実に行使し ない場合においても会社債権者による代位が可能であると考えられ、ま た、会社に返還された財産は結果的には会社債務の弁済に充当されるこ ととなり債権者は同様の救済をうけうる。それ故、支払不能に陥った 会社の債権者と株主との関係について米国におけると我国におけるとを 比較するに、米国においてことさらに我国で債権者に与えられる救済以 上のものを付与するのではないといえる。ただし、その理論構成を「会 社の財産は債権者のための信託基金である」とすることから、米国では 信託基金理論に基いて会社債権者のために株主に対する直接的な請求を 可能とするのみならず、会社財産の処分に関与する他の者に対する請求 をも一貫した理論構成に基づき可能としており、この点注目に値する。

^{(1) 19}Am. Jur. 2 d Corp. § 1021.

^{(2) 19}Am. Jur. 2d § 1021; Edwin S. Hunt, "The Trust Fund Theory and Some Substitutes for It," 12Yale Law Journal 63, 65; Joseph Jude Norton, "Relationship of Shareholders to Corporate Creditors upon Dissolution: Nature and Implications of the 'Trust

Fund' Doctrine of Corporate Assets," 30Bus. Law. 1061.

- (3) 30F. Cas. 435.
- (4) 30F. Cas. 436.
- (5) Norton, op. cit., p. 1061.
- (6) Hunt, op. cit., pp. 63ff.
- (7) Note, "The 'Trust Fund' Theory", 9 Harv. L. Rev. 481.482.
- (8) Norton, op. cit., p. 1066.
- (9) Ibid., p. 1067
- (10) 解釈による信託とは、財産上の権利を有する者が当該財産を不当に取得したものであり、その保有を許すことが不当利得となるような状況下において、この者に財産上の権利を他の者のために移転すべき衡平法上の義務を負わしめる当該財産をめぐっての関係である。また、衡平法上の先取特権は、債務の支払に適用される基金、特別財産又はその果実を有する権利であり、担保目的のため財産に課された負担であるとされる。詳しくは、解釈による信託についてははRestatement of Trusts 2d § 1 (e) を、衡平法上の先取特権については、51Am. Jur. 2d Equitable Liens § 22を参照されたい。
- (11) Norton, op. cit., p. 1072
- (12) Ibid., p. 1074
- (13) Ibid., p. 1078
- (14) 田中誠二 『全訂会社法詳論 下』1068頁, 同旨 大正7年7月2日大審院判 決 民録24輯1331頁。

Ⅲ 取締役に対する地位

信託基金理論は、会社債権者の株主に対する請求権を理論づけるものとして誕生したものであったが、後には株主に対する権利のみならず取締役に対する請求権をも基礎づけるものともなっている。すなわち、信託基金理論では、会社が支払不能に陥っているときには会社財産が会社債権者のための信託基金と考えられるため、当該財産を管理・運営・処分する地位にある取締役は、会社債権者に対して受認者(a fiduciary)¹¹としての義務を負担するとされる。株主の責任が「信託」なる文言のもとで考察されながらも受認者の責任とは言い難いものであったのに反して、取締役の責任は、信託基金理論のもとで受認者の責任としてみとめられている。

一般的に受認者は、信認関係の範囲内の事項について信認関係に立つ相手方のために行為すべきことを義務づけられる。また、信認関係の範囲内の事項に関して相手方に不利益を与えて自己の利益をはかることは許されず、裁判所又は当該信認関係を生ぜしめた条項により権限を付与されない限りは、相手方の同意なくこの相手方との競争関係にはいることをも許されない。そして、もし受認者が相手方との取引関係にはいり、当該取引に影響を与える知れたる全ての事実の完全なる開示を怠るか、あるいは当該取引が相手方にとって不公正であった場合には、相手方は当該取引を取り消すことができるとされている。⁽²⁾

信託基金理論にもとづき会社債権者の受認者とされる取締役も、会社債権者にとって最も利益となるように会社財産を管理・運営・処分しなければならないとされる。⁽³⁾また、取締役は、全ての関係者に対する完全なる開示とこれらの者の同意なくしては、会社財産から個人的な利益を得ることができない。会社債権者の利益より自己の利益を優先することも許されない。

たとえば、Beach v. Williamson 事件 (4)では、取締役の一人に会社財産が譲渡されたことをめぐって裁判所の見解が示されている。事実の概要は次の通りである。土地の取引を目的とする会社(the Florida Development Corporation: フロリダの会社である)の社長であるWilliamsonはフロリダには住んでおらず、経営は同社取締役及び業務執行役員であったGeorge N. BresslerやJ. W. Beachに実質的にはまかされていた(上記の三名はいずれも同社の株主でもある)。同社は多くの土地を有していたが事業経営ないしは債務の支払いに備える基金がなく、約40名の者に借金をしていたところ、会社関係者全てにとって最善の策として会社財産のGeorge N. Bresslerへの譲渡が提案され、株主の多数の賛成に基づき当該譲渡が実行された。当該譲渡契約の内容は、会社の全財産がBresslerに譲渡されるかわりにBresslerが会社に対して有していた債権を放棄し、会社の全債務につき代って履行すべきものとすることが条件とされていた。ところが当該譲渡に関しては別にBresslerと

Beachとの間で密約がなされており、この密約により、当該譲渡の結果 Bresslerが得ることになる利益をBeachと分配することが約束されてい た。Williamsonは同社に対して多額の債権を有しており、Bresslerが会 社財産を譲り受けたときに約束手形を与えられていたが、これが不渡と なり、結果的に債権の満足を得られなかったものである。そこでWilliamsonは故George N. Bresslerの相続人等に対して訴を提起した。原審 では会社財産の譲渡行為を取消し、会社の土地の上に会社債権者の先取 特権を宣言するため管財人を選任した。これに対して被告が上訴、Florida Supreme Courtにおいて原審判決を支持する判決がなされたのが 本件である。裁判所は本件において「会社の財産は会社債務支払のため の信託基金であり、それ故に債権者は株主に優位する会社財産に対する 優先権を有しており、または会社財産の上に先取特権を有しているとす るのが米国裁判所の極めて一般的な理論である」とし、さらに、「取締役 は会社債権者のための受託者であるとの表現は学術上正確ではないが、 少なくとも取締役は会社の財産を扱うに際して勤勉かつ誠実に (diligence and good faith) なすべきであって、債権者の利益が保護されうる ようになすことを義務づけられるという意味では正しい」との見解を示 している。また、取締役は全ての関係者に対する完全なる開示とこれら の者の同意なくしてはいかなる個人的な利益も得ることのできない旨を も明言している。

Olney v. Conanicut Land Co. 事件⁽⁵⁾でも、会社に対しての損害賠償請求訴訟が提起された直後に、同社の取締役が自らの決議により自己に対して抵当権を付与したことについて、このとき当該会社は支払能力を喪失しており、かかる場合には取締役は会社債権者の受託者であり、自己の地位を利用して抵当権を得ることによって債権者に優位することを得ない旨の見解が示されている。

以上の事件にみたような取締役自身が会社財産から利益を得、あるい は会社債権者に優先することによって自己に利益をもたらした場合のみ ならず、会社財産の処分そのものについて当該処分が不適当であったこ とのみを理由として取締役の責任が肯定される場合も存する。⁶⁰ さらに、取締役の受託者としての責任が問題となる場合には、支払能力を喪失した後の会社において財産処分に関し従来からの会社債権者に不利益を与える場合のみならず、会社が支払不能に陥いる原因を惹起せしめ、これによって会社債権者に損害を与えた場合、あるいは、会社が支払能力を失なった後において当該会社に対する債権を生ぜしめることによりその相手方に損害を与える場合も存する。これらの場合に損害を蒙った会社債権者は、受託者たる地位にある取締役に対して損害賠償請求をしうることとなる。⁶⁷

米国では以上で述べたように信託基金理論に基づき取締役は会社債権 者に対して受託者たる地位にあるとされ、受託者としての義務をも負わ されている。我国においては、商法266条の3により、会社債権者(第三 者)が取締役に対する損害賠償請求権を有する旨が明定されている。し かしながら、損害賠償請求権とは異なった観点からする取締役に対する 会社債権者の請求権については必ずしも明らかではない。取締役が会社 **債権者に優位することにより自己に利益をもたらし、あるいは会社財産** から利益を得た場合には、債権者取消権を行使すること等により、米国 におけるとほぼ同様の救済を会社債権者に与え得るものではある。しか し、理論構成について、米国においては取締役を会社債権者の受託者と する構成で一貫しているのに対し我国では別個の構成を必要とすること になる。なお、債権者取消権に関する学説には、一部の債権者のみへの 弁済の場合には詐害行為に該当しないとするものが多く⁽⁸⁾かかる説によ れば会社に対して債権を有している取締役が自己の債権の満足を優先さ せた場合に、債権者の救済が債権者取消権によってもなされ得ないこと になる。

(1) 信認関係 (fiduciary relation) とは、当事者の一方が受託者 (trustees) の性格若しくは受託者と類似する性格を有する場合、または、当事者の一方が他方のために行使することを義務づけられた権利・権限を有する地位にある場

合の関係をいうとされる。そして、広義においては、当事者の一方が信任されており、その結果他方に対して優位することとなり、影響力を有することとなるような場合全てを含むとされる。詳しくは Cockcroft, J., Garland, D. S., McGehee, L. P. and Parterfield, C., "The American and English Encyclopedia of Law," vol. 13 pp. 10ff.; Pope, "Legal Definitions," vol. 1 pp. 540ff. を参照されたい。

- (2) Restatement of Trusts 2d § 2(b).
- (3) 19Am Jur 2 d § 1571; Pritchard v. Myers, 174Md. 66, 197A.620,
 116A. L. R. 775; Gty Nat. Bank v. Fuller, 52F. 2 d 870, 79A. L. R. 71;
 Beach v. Williamson, 78Fla. 611, 83So. 860, 9 A. L. R. 1438; Union
 Coal Co. v. Wooley, 54 Okl. 391, 154P.62, 19A. L. R. 312; Thomas v.
 Matthews, 94 Ohio St. 32, 113N. E. 669; Fowler v. Bell, 90Tex. 150,37
 S. W. 1058; Olney v. Conanicut Land Co., 16R. I. 597, 18A, 181.
- (4) 78Fla. 611, 83So. 860, 9 A. L. R. 1438.
- (5) 16R.I.597, 18A, 181,
- (6) New York Credit Men's Adjustment Bureau, Inc. v. Weiss事件 (305N.Y. 1,110N.E.2d397, aff'g 105N.Y.S. 2d604) では、会社の清算段 階における財産の換価に関して、結果的に得られた代金が会社財産の価額を下まわることについて取締役の責任が認められている。しかも、本件では競売により財産の換価は行なわれたのであり、取締役自身がこれによって利益を得たものでも、欺瞞的な行為が存したのでもなかった。
- (7) 詳しくは拙稿「米国における取締役の会社債権者に対する責任――取締役の いわゆる受託者的地位をめぐって――」阪大法学115号91頁を参照されたい。
- (8) 我妻榮 『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』185頁,於保不二雄『債権総論〔新版〕』 186頁。

Ⅳ 債権者間における地位および会社財産を取得した者に対する地位

支払能力を喪失した会社の債権者間において問題となるのは、特別に一部の債権者のみが不当に優遇された場合における当該優遇処置の有効性如何である。我国では小規模な株式会社が極めて多く、かかる会社が清算段階に至ったときは、いわゆる内整理により会社財産の処分・分配の行なわれることが多いといわれており、「「実際上は一部の債権者のみが優先的に支払を受けるなど不当に優遇される結果となる場合も少なくな

いと推察される。かように一部の債権者のみが優遇されるということについて、米国においては、必ずしも判例が統一されてはいないものの、多くの管轄において裁判所は、支払能力を喪失している会社には一部の債権者を優遇する権限は存しないとしている。これは支払能力のない会社の財産は債権者のための信託基金であるとの信託基金理論の厳格な適用に基づくものであると解されている。2位って、上述の見解によれば、会社が支払不能に陥った後はすでに存在していた債権に何らの対価もなく担保を付し、特定の債権者を他の債権者以上に優遇することもできないと考えられている。3

他方,一部の債権者を優遇することは可能であるとする判例も存しており,かかる見解の下では株主についても,株主は会社に対する支配力が強力ではないことを理由に会社に対して債権を有する株主を優遇することも,一部債権者を優遇すると同じく可能であるとされたりする。しかしいくつかの裁判管轄では,株主である債権者を優遇することは許されないとの見解も存する。(4) さらに,株主である債権者の優遇を禁ずる法理は,ある会社の株主又は取締役が他社の支配株主又は取締役となっている場合には当該他社の優遇を禁ずることにも及ぼされているという。(5)

会社に対して債権を有しているのが取締役であった場合については、一部の債権者のみを優遇することを認める裁判管轄でも、取締役である債権者を優遇して債務を優先的に支払いまたは担保を付与することは無効であるとされるのが一般であるという。かかる見解の論拠とされているのは信託基金理論とは認められないも、取締役は会社を運営する権限を与えられ会社の状況も了知している地位にあり、当該地位のため取締役が他の債権者に損害を与え自己の利益をはかるのは不公平であるとの法理に基づいている。従って、少なくとも、取締役は株主や債権者の利益を考慮すべきであり、これに反して自己のためにのみ行為することは妥当でないとする限りにおいて、裁判所は取締役を債権者に対する受託者であると考えているとされる。

取締役は一般的に会社債権者に対する受託者として、その地位を利用

して他の債権者に優先して自らの債権の満足を得,あるいは担保を取得することは許されない。この法理は取締役が,裁判における自白^[8]または自己に与えられる担保につき自ら決議に加わる^[9]等といったことにより,意識的にその地位を利用した場合だけでなく,結果的に優遇されることとなった場合にも適用され,しかも,法律上の取締役のみならず事実上の取締役であっても妥当するとされる。^[0]さらに,優遇処置が決定される少し前に取締役を辞任することによって当該法理の適用は回避され得ず,その者が過去において取締役であったとの事実がなかったならば,当該優遇処置が合法的であると判断されるような場合においても,その者に与えられた権利は否定されることとなると判示された事例も存する。^[0]なお,取締役が間接的な利害関係を有している債権(たとえば取締役が当該債務につき保証人となっているなど)については,肯定する見解と 否定する見解とが存する。^[2]

債権者間において特定一部の債権者のみを優遇することとなるような 優先的弁済や担保の提供を否定する見解では当然株主や取締役たる地位 にある会社債権者を優遇することも禁じられる。また、一部の債権者の みを優遇することを認める見解においても、株主や取締役に関しては、否定 するものもあり、特に取締役に関しては、他の会社債権者に対して受託者た る地位にあるとの理論に基づき優遇処置は一般的に否定されること上述の通 りである。しかしながら、会社が支払不能とはなっているも、会社に対して 貸付を行なうことにより以後も営業を健全に継続できるであろうとの合理的 な判断の下に株主または取締役が資金を会社に貸与した場合に、当該債権に つき相当な担保を付与することについてまで優遇処置の無効性が主張される ものではない。³³ただし、かかる場合において、会社に資金を貸与する株主ま たは取締役は誠実(good faith)でなければならず、何らの不公正な利益も得 ておらず、従って、株主または取締役と会社との間にはこれについて一切の 利益相反関係は存せず、かつ、貸与によって得られた基金は会社業務の ために使用されなければならないとされる。 また、これらの処置が誠実 かつ公正になされたものであることの挙証責任は、株主または取締役が

負担する(15)

支払不能に陥った会社が営業を停止し清算を行なう過程においてその 財産を処分換価し債権者の弁済に充当していくことは、通常極めて当然 のことである。しかしながら、当該譲渡の結果得られた対価が会社財産 の有する実価と比べて不当に低い場合などは、 弁済への充当額が減少し、 当該譲渡によって会社債権者が害せられることとなる。かかる場合に会 計量権者の保護のために、

一方では当該譲渡契約を締結執行した者の任 **務懈怠を理由とする損害賠償責任が問題となり、また他方では、会社債** 権者と会社財産を譲り受けた者との関係が問題となる。後者の問題に関 して、米国では会社の財産は債権者のための信託基金であるとの構成の もとで、会社財産を譲り受けた者についても会社債権者のために一定の 請求権を認めている。すなわち、会社は債権者のための信託基金たる会 社財産を、債権者に不利益となる状況下・条件・価額では売却・処分す ることを得ず、支払能力のない会社における財産の譲渡は債権者のため に制限が加えられるとされる。 この制限に反して、会社の財産が欺瞞的 に譲渡されたときには、会社債権者は当該譲渡を取消しうるものであり、 また、会社財産を不正に譲り受けた者の手中へも、当該財産を追及する ことができる。なお、支払不能に陥った会社であると了知した上で会社 財産を取得したものであっても、相応の対価を支払ってこれを取得した 者は欺瞞的意図を有していたとはいえず、これらの者に対しては会社債 権者は何らの権利をも有しない。

株主に関してもすでに述べたように会社債務の弁済に先だち株主に会社財産が分配されたときなどは、会社債権者のために信託基金理論に基づき株主の手中にある財産に対する追及力が認められており、実質的にはかかる株主の地位は会社財産の譲受人の地位と大差ないものである。しかしながら、株主については当該信託基金理論のもとで資本に付着する信託的性格の了知を義務づけられるため、全くの会社部外者とは異なり、善意の購入者(innocent purchasers)とはなり得ず、衡平法上の負担を課せられているものとしての財産を有することになると考えられ

ている。(19)

取締役に関しても、取締役は会社債権者の受託者と考えられており、会社債権者に損害を生ぜしめて自己が利益を得ることとなる会社財産の譲受はなしえず、かかる譲渡は行なわれた場合においても取消され得ること、また、取締役は会社財産の処分自体についての任務懈怠責任をも問われうる地位にあることは前述の通りである。

支払能力を喪失した会社において、会社財産は債権者にとって等しく 弁済のひきあてとなるものであり、法律上または他の債権者全員の同意 により優先的に弁済される場合等をのぞき、特定の債権者のみが不当に 優遇されるのを是認することは妥当ではない。また、会社財産が不当に 低い価額で譲渡され、弁済への充当額が減少した場合にも債権者は害せ られることとなる。米国ではこれらの場合に、信託基金理論に基づき債 権者のため不当に優遇された債権者または会社財産の譲受人に対する請 求権を認め会社債権者を保護している。我国においても、債権者取消権 や破産手続上の否認権など債権者保護のために同様の結果を導きうる制 度がある。しかし、解釈上債権者取消権について一部債権者への優先弁 済に関しては取消権を行使し得ないとする学説が多数であり、また否認 権についても破産手続が我国では利用されにくい傾向にあるなど、必ず しも会社債権者の保護は充分であるとはいえない。

- (1) 谷口安平『倒産処理法』28頁参照。
- (2) 19Am Jur 2d § 1572.
- (3) Rouse v. Merchants' Nat. Bank, 460hio St. 493, 22N. E. 293.
- (4) 19Am. Jur. 2d § 1573.
- (5) 19Am. Jur. 2d § 1573.
- (6) 19Am. Jur. 2d § 1574.
- (7) 19Am. Jur. 2d § 1574.
- (8) Hill v. Pioneer Lumber Co., 113N. C. 173, 18S. E. 107.
- (9) Olney v. Conanicut Land Co., 16R. I. 597, 18A. 181.
- (10) Farmers Co-operative Ass'n v. Kotz, 222Minn. 153, 23N. W. 2 d 576.
- (11) Farmers Co-operative Ass'n v. Kotz, 222Minn. 153, 23N. W. 2 d 576.

- (12) 19Am Jur 2d § 1576 § 1577.
- (13) 19Am. Jur 2d § 1578.
- (14) Annotation, 31A, L, R, 2 d pp. 672ff.
- (15) Staurt v. Larson, 298F. 223, 38A. L. R. 79; Monroe v. Scofield, 135F. 2 d 725; First Nat. Bank of Birmingham v. Huddleston, 6 So. 2 d 893, 242Ala, 437.
- (16) 19Am Jur 2d § 1020.
- (17) Butteles v. Smith, 281N. Y. 226, 22N. E. 2d 350. 本件では会社財産の取得者に対して財産の返還が請求されている。これは、会社財産が当該会社の社長の個人的な債務を弁済するために使用されたのに関し、事情を了知しながら何らの対価もなく当該会社財産を受領した相手方を被告として、会社清算人が訴を提起した事件であり、裁判所は、会社財産は会社債務支弁のための基金を構成するものであって、債権者は不正に会社財産を譲受けた者の手中へも当該財産を追及することが許されるとの見解を示している。
- (18) Union Coal Co. v. Wooley, 540kl. 391, 154P. 62, 19A. L. R. 312.
- (19) 19Am Jur 2d § 1020.

V 結語

米国において支払能力を喪失した会社の債権者の地位については、株主または取締役に対する関係においても、会社債権者間においても、さらに会社財産を取得した者との関係においても、一貫して信託基金理論が基本原理として適用されている。本来信託基金理論は株主と会社債権者との関係について論ぜられたのをその起源とするのであったが、後には会社債権者とその他の会社関係者との利害対立について、また会社債権者間における利害対立について、これを調整し公平な結論に導びく原理として適用されるにいたっており、支払能力を喪失した会社の財産が一般債権者に対する弁済に平等かつ正当に充当されることに寄与している。すなわち、会社債権者に優先して会社財産の分配を受けた株主に対しては、会社債権者に当該株主の手中にある会社財産への追及を可能ならしめ、取締役に対しては会社債権者に対する受託者としての義務を課し、債権者のための信託基金たる会社財産の管理・運営・処分をなすに

際して行為の妥当性を要求するとともに、自己の利益と債権者の利益と の相反する行為については債権者の利益の優先を要求し、これに反する 行為は取消されうるものとしている。さらに、会社財産が不当に譲渡さ れたときには、当該譲渡を取り消し、取得者の手中へまでも会社財産を 追及することを許し、一部債権者の優遇をも禁じて債権者間における平 等な弁済を確保している。

我国においては、小規模な株式会社が多く、かかる会社は財政的基盤 も脆弱であり、したがって経済的破綻もきたしやすいといえ、ひとたび 経済的に破綻し営業を停止して実質的には清算段階に至っていても、い わゆる内整理により処理されてしまうことが多い。かような場合には、 一部債権者の抜け駆け的な債務の取立てや取締役または株主の事前の財 産かくしも結果的に否認されることなくおわり、債権の満足を得られぬ 会社債権者が不利益を蒙ることも少なくないと考えられる。不当に損害 を蒙ることとなるこれらの債権者には、一方では任務懈怠を理由とする 取締役に対する損害賠償請求権が与えられており、この請求権を行使す ることによって救済をはかることもできる。しかしながら、他方会社財 産から不当に優先的な債務の弁済を受け、あるいは欺瞞的状況で会社財 産を譲り受けた者が当該財産を有していた場合には、これらの者に対し て会社財産の返還を求め得ないかということも問題となる。かかる場合 に米国では、信託基金理論に基づき会社財産に対する追及力が認められ、 また会社財産の譲渡を取消すことができる。とくに、その相手方が株主 であった場合には、いわば悪意の譲受人であることが擬制されるため、 債権者の保護は一層確実なものであるといえる。我国でも、債権者取消 権などにより同様の効果を求め得ないものではない。しかし.一部債権 者に対してのみ弁済を行なうことは必ずしも詐害行為に該当するとは考 えられていないなど、債権者の保護は充分とはいえず、債権者の地位に 関する米国の理論構成は我国の解釈上示唆に富むものであるといえる。

なお,取締役を会社債権者の受託者とする構成は,取締役に対する任 務懈怠を理由とする損害賠償請求権の成否を考察するについても参考と なる点を多く含んでおり、また、取締役と会社との取引関係に対する会 社債権者の取消権が認められる点についても示唆深いものを有している。